



みなさん、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします！

去年はインフルエンザにかかる人が、前年に比べ少なかったです。しかし、1月に入りインフルエンザ患者は増えることが予想されます。十分に手洗い・うがい等の予防をしましょう。



出席停止について

学校保健安全法施行規則によって、医師の診断のもと感染の恐れがなくなるまで学校長が出席停止させることができると定められています。

○感染症の種類

学校において特に予防すべき感染症の分類として、学校保健安全法施行規則では以下のように分かれています。

- ・第一種・・・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限る）
- ・第二種・・・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- ・第三種・・・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*

※第三種の「その他の感染症*」は特に重大な流行が懸念される場合に特別に校長が学校医の意見を聞き指定するもので、その他全ての感染症をさすものではなく、必ず出席停止の対象となるものではありません。（感染性胃腸炎等は原則出席停止にはなりません）



○出席停止の期間基準

- ・第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- ・第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、以下の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

風しんにあつては、発しんが消失するまで。

水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

- ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。



☆学校に提出する書類

出席停止に該当する感染症と診断された場合、病院で治療を受け完治したことを証明してもらわなければなりません。完治後に再登校する際、その証明書を学校へ提出してください。

証明書は

- ・今宮高校のHP（ホームページ）TOPにある「感染症にかかったら」からコピーする。

- ・生徒手帳の44ページをコピーする。

等の方法で入手できます。

証明書を医師に書いてもらい、担任の先生に提出してください。



今宮高校HP TOP 右側

大阪府立 今宮高等学校

〒556-0013

大阪市浪速区戎本町2-7-39

TEL 06-6641-2612

FAX 06-6645-7608

・本校へのアクセス

・問合せフォームへ

列車の運行状況

南海・JR 近鉄

地下鉄・ニュートラム

天気情報

府の天気 レーダー近畿

大阪市降雨情報オークレータ

暴風警報発令時の措置

保健部より

・感染症にかかったら

保健ニュース2015.1

ここです